

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

愛知県西春日井郡春日町

2 構造改革特別区域の名称

はるひ心暖か、にこにこ給食特区

3 構造改革特別区域の範囲

愛知県西春日井郡春日町の全域

4 構造改革特別区域の特性

春日町は、愛知県西部、尾張平野のほぼ中央部、名古屋市から 15 km 圏内に位置し、東西 1.3 km、南北 3.2 km、面積 4.01 km²、人口 7,812 人、(平成 20 年 3 月 1 日現在) の小規模な町である。

本町は中央部を流れる一級河川五条川に沿って、南北に細長い形状をなしており、全域にわたり平坦な地形が広がっている。五条川によって川東地区と川西地区に 2 分されているが、本町の面積の 3 分の 1 を農地で占めており、全体として、田園風景が残るゆとりある空間形勢となっている。

川東地域は、国道 22 号線が走り、名神高速道路一宮インターチェンジ、東名阪自動車道清洲東インターチェンジに近く、運輸産業が発展している。

川西地域は、五条川と県道名古屋一宮線にはさまれた地域を中心に住宅地の広がりが見られる。

また、本町は名古屋市と隣接しており交通の便がよく、ベッドタウンとしても発展しているが、町内数箇所に比較的まとまりのある農地が残されており、「宮重大根」発祥の地として、農業も盛んに行われており、「宮重大根保存会」や、健康づくり推進員の協力のもと「地産地消・食育活動」を推進している町である。

本町においても、少子・高齢化の潮流の中にあるが、転入者の多くが夫婦共働きの子育て家庭であり、増加する保育に対する需要と多様な保育ニーズに対応した子育て支援を重要な施策として取り組んでいる。町内には町立保育所が 3 施設あり、全体で 208 名の園児を受け入れている。乳児保育、延長保育、障害児への保育士の加配、一時保育の実施や、未就園児の母親支援のため 2 園に子育て支援センターを設置し、保育・子育て支援の充実を図っている。

本町の少子化の傾向は年々増大し、保育所建設当時に比べると園児数も半減(3歳以上児は 3 分の 1、未就園児の急増)し、また特別食の必要性もでていたので各保育所での園内調理は困難な状況にある。

調理施設である「春日町学校給食センター」からの給食搬入を実施することは、調

理設備の維持管理経費の削減や食材の一括購入と調理員の合理的配置による経費の削減と複雑かつ増加する保育需要への対応が可能となるばかりでなく、食育基本法が制定され、食育への取組みが求められるなか、学校給食では「地産地消・食育活動」に積極的に取り組んでいるため、最小の経費で最大の効果が期待される地方自治体において、安全・安心な給食の提供と就学前からの一貫した食育の推進に取り組むことができる。

5 構造改革特別区域計画の意義

近年の社会構造の変化により女性の社会進出が進み、それに伴う家庭の養育機能の低下が指摘され、そのひとつとして児童の食習慣の乱れが挙げられる。そのような中、家庭の養育機能を補完し、養育者の仕事と子育ての両立支援を行う保育所の役割は重要であり、様々な子育て支援サービスを充実させていく必要があるが、一方で保育所運営の合理化等により、地方自治体の限られた財源を効率的に活用することが不可欠である。

給食センターからの給食外部搬入方式を導入することは、食材の一括購入や調理員の適正配置による調理業務経費、施設整備や施設の維持管理経費等の削減が図られ、保育所運営の合理化と子育て支援施策充実のための財源の確保が可能となる。また、衛生面や安全面で設備の整った調理施設で調理することは、給食に対する安全性を更に高めることにもつながる。

食育の面では、学校給食センターと保育所が連携することで、乳幼児期からの発達段階に応じた児童の食に対する嗜好や食習慣を情報交換、把握することができ、正しい食習慣の定着を図ることができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

「春日町学校給食センター」で調理を行い、各公立保育所に搬入するものであり、この事業を実施することにより、次のとおり目標を設定し、その推進を図る。

- ① 給食センターからの給食外部搬入方式の導入による公立保育所運営の合理化を進め、増大する保育需要と多様な保育ニーズに対応した保育を実現する。
- ② 保育所や給食センター等、関係機関が連携して食育に取り組み、乳幼児期からの正しい食習慣の定着と健やかな成長に努める。
- ③ 児童の発育・発達段階に合わせた対応や、アレルギー・アトピー等を持つ児童への対応など、給食に関し多様なニーズに対応する。
- ④ 業務の集約により、省資源・省エネルギーに努めるとともに、生ごみの減量化及び再資源化への対応に努める。
- ⑤ 給食に地元食材を活用することで、乳幼児期から地元の食材に慣れ親しむ環境づくりを行い、地産地消の促進へとつなげる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ① 給食センターが一括して食材等を大量購入し、調理することで、材料費・人件費・光熱水費等、給食の調理に係る経費が削減され、保育所の効率的な運営が実現される。
- ② 衛生面や安全面で設備の整った調理施設で調理された給食を供与することや経費の削減により保育サービスを充実させることができ、養育者が安心して子どもを預けられる環境を提供することになり、少子化の抑制と子育て家庭の仕事と子育ての両立支援に資する。
- ③ 地産地消に取り組むことは、乳幼児期から地元の食材に慣れ親しみ、将来的な地産地消につながることになる。また生産者にとっては、生産物が地元で購入・消費されることで、収入の増加と生産意欲の高揚等の効果が生まれる。

8 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- ① 地産地消事業
給食の食材として地元食材の使用を推進するとともに、生産者との連携により安心・安全な食材の確保、生産者・生產品の拡大に努め、地産地消の推進を図る。
- ② 生ごみリサイクル事業
給食センター等の残菜を広域事務組合汚泥再生処理施設にて余剰汚泥に混合し、堆肥を製造・無料配布し、生ごみリサイクルの推進を図る。
- ③ 学校給食事業
学校給食事業と事務所を一緒にすることにより、学校栄養士と保育園栄養士が情報交換や、連携を密にし、乳幼児期からの一貫した食育の推進を図る。
- ④ 子育て支援事業
2園に設置した子育て支援センターでは、子育て中の母親が、園内で取れた作物や、自分達が育てた宮重大根を調理しながら、健康づくり推進員や地域の人々との交流を深め、食についての感謝の気持ちを育てる。
また、給食の試食会を通じて、地産地消・食育を学ぶ。
- ⑤ 食育推進事業
園内で取れた梅、栗、みかんや近隣の農家からいただいたサツマイモ、にんじん、また「宮重大根保存会」の協力を得て、種まきから収穫まで園児が自分たちで育てた「宮重大根」を保育士とともに調理しながら、地域の人との交流や感謝の気持ち

を育てる。

また、園庭で育てたトマト、きゅうり、ナス等の野菜を観察・調理を通じて命の不思議さや、自然の恵みや食べ物への関心を持たせる。

別紙

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

春日町内の町立保育所

第一保育園、第二保育園、第三保育園

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

4 特定事業の内容

公立保育所の給食を、「春日町学校給食センター」で調理して搬入する外部搬入方式に変更する。保育所栄養士や調理員を学校給食センターにまとめて勤務させることにより、乳児の離乳食やアレルギーを持つ園児の除去食にも柔軟に対応する。

学校給食センターには、園児用の調理器具類・食器等を適宜補充するものとし、消毒、洗浄保管するものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

- ① 公立保育所における給食の外部搬入の実施にあたっては、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号）並びに「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について」（平成20年4月1日付雇児発第0401002号）」又、外部搬入を行う場合の衛生基準については「保護施設等における調理業務の委託について」（昭和62年3月9日付社施第38号）において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号）の第4の2の規定を遵守する。

各保育所の調理室の面積及び主な設備は以下のとおりであるが、各保育所とも加熱設備としてオープンレンジ及びIHヒーター、保存設備として冷蔵庫及び冷凍庫、配膳器具として配膳車が備え付けられており、再加熱や冷蔵・冷凍、配膳は可能である。

また、乳児室には離乳食（刻み食、流動食等）を調理・過熱ができる様設備を整えている。

また、体調不良児への対応については、保育士と給食センターの保育所担当栄養士が協議し、供与量の調整、主食を柔らかくする、揚げ物等、体に負担のかかるものは代替食を供与する等、保育所内の調理室で児童に合わせた給食を調理することで対応を可能とする。

< 保育所の調理室の状況 >

| | 調理室 面積 | 加熱設備 | | 保存設備 | | その他 | |
|-------|-----------|-------------|-------------|------|-----|-----|-----|
| | | オープン レンジ | I H ヒーター | 冷蔵庫 | 冷凍庫 | 配膳車 | 調理台 |
| 第一保育園 | 22.5㎡ | 1 | 1 | 1 | 1 | 5 | 1 |
| 第二保育園 | 33.0㎡ | 1 | 1 | 1 | 1 | 5 | 1 |
| 第三保育園 | 27.0㎡ | 1 | 1 | 1 | 1 | 6 | 1 |

*1・2階配膳室・乳児調理室含む

② 外部搬入による給食は、0歳児から実施することとし、学校給食センターが年齢に応じた味付け・大きさ・固さ・量などを工夫し、献立を作成し、提供する。回数、時機については、保育所で行われている給食と同様の形態を採る。給食の内容は0歳児から2歳児については離乳食、刻み食等が必要となるため各園にて加工・再加熱する。また、主任保育士と保育所栄養士による給食検討会を毎月実施することとし、保護者の意見を反映し、園児に必要な栄養素量の確保、行事食等を取り入れたものとしていく。

③ 調理方法については、学校給食センターから各保育所までは5～10分程度で到着することが可能なため、食材を加熱調理後、冷凍又は冷蔵せずに運搬し、速やかに提供するクックサーブ方式で実施する。食事の運搬及び保管方法については、専用のコンテナに入れ、温度管理が可能な給食運搬車で運搬する。給食センターで運搬車を保有し、配送ルートについては以下の配送計画のとおり配送を行う。運搬した給食は、保育所の調理室に搬入し、保冷が必要な食品は配膳時間まで冷蔵庫で保存する。

学校給食センターから各保育所までは、500mから1,000mの距離にあり、調理後30分程度で配膳、喫食が可能である。

< 給食の配送計画 >

【第1便】

11:15 学校給食センター
↓
11:20 第二保育園
(11:25 配膳開始・11:40 給食開始)
↓
11:30 第三保育園
(11:35 配膳開始・11:50 給食開始)

【第2便】

11:45 学校給食センター
↓
11:50 第一保育園
(11:55 配膳開始・12:10 給食開始)

<給食センターの概要>

| | | |
|---|-------|---|
| (名称) 春日町立学校 給食センター (所在地) 春日町大字落合 字振形 130 - 1 | 調理室面積 | 5 0 2 m ² |
| | 開設年月 | 昭和 40 年 4 月 |
| | 職員配置数 | 栄養士 2 名、調理員 8 名、運転手 2 名 |
| | 調理能力 | 2, 5 0 0 食 |
| | 給食数 | 7 3 8 食 |
| | 設 備 | 球根皮剥機、包丁殺菌庫、回転釜、ボイラー、ミキサー、野菜裁断機、球根皮むき機、合成調理器、フードカッター、連続揚物機、ガスレンジ、食器・食管消毒保管機、大型冷凍庫、冷蔵庫、食器洗浄機、洗米機、食器浸湿機、作業車、パンラック、エアカーテン、手指殺菌機、スチームコンベンションオープン等 |

- ④ 現在、園児の給食については、各保育所での職員会議での反省、各園園長補佐・主任保育士による検討会等で、段階ごとの検証を実施している。また、1ヶ月ごとの献立表を保護者に配布し、園児の食材に対するアレルギーの有無や、献立に対する保護者の要望等の聴取等に努めている。こうした過程を継承することで、保育所間の共通理解と共通認識を図り、主任保育士が給食検討会へ参画、保育所栄養士との連携を図ることにより、給食の献立等への保育所や保護者の意見を反映させていく。また、年齢に応じた栄養素量を給与するとともに、児童の嗜好に配慮した献立を供与することで、正しい食習慣が身につくよう、食育を推進する。食材についても、地元の食材を多く取り入れることで、地産地消への取組みを図る。
- ⑤ 現在、食育推進事業として、保育所、子育て支援センターが一緒になって、特産物「宮重大根」栽培を通じて、また、園内で取れたもの、近隣からいただいた物を通して、地域との交流、食の大切さを体験している。今後についても、これらの事業を継続させ、情緒面での発達を補っていきたい。
- ⑥ 特例措置による給食の外部搬入については、搬入元と搬入先との間で委託契約の締結が求められているが、本町の場合町立給食センターから町立保育所への搬入であり、委託契約は困難なため、町長と教育委員会の間で覚書を締結する。